

岩手県告示第626号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年9月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
宮沢歯科医院	九戸郡軽米町大字軽米第8地割105番地	平成20年6月17日
いちのへ内科クリニック	二戸郡一戸町高善寺字野田110番地1	平成20年8月1日
めぐみ薬局	二戸郡一戸町西法寺字稲荷21番地1	〃